

建設工事現場の労災保険

作成：兵庫土建姫路支部



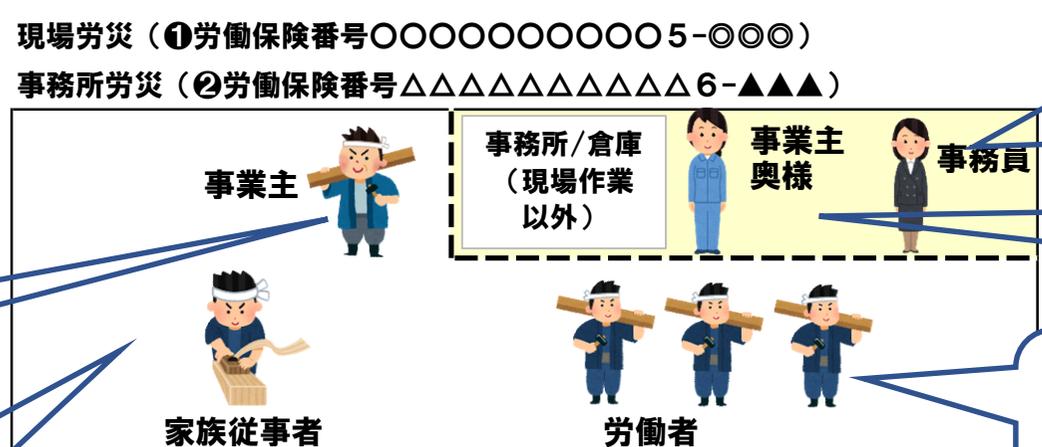
労働者を雇用しているので
事業として現場労災に加入
します(強制加入) ①
A社労働者と下請けの労働
者(B社)の補償

その上で、中小事業主特別
加入に加入します(任意)

同居家族従事者は労働者
ではないので事業主と同
じように中小事業主の特
別加入が必要です

労働者を雇用しているので
事業として現場労災に加入
します(強制加入) ③

その上で、中小事業主特別
加入に加入します(任意)

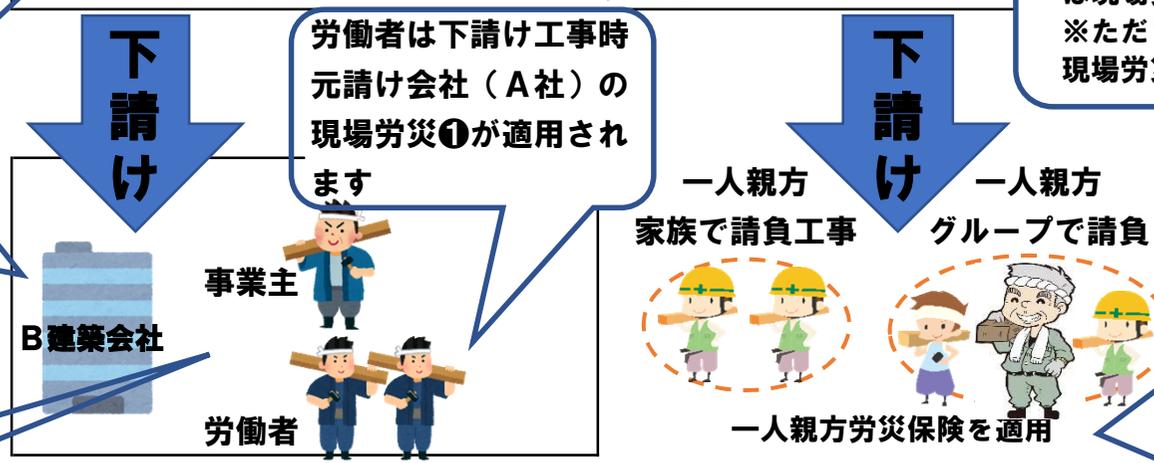


現場労災 (①労働保険番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇5-◎◎◎)
事務所労災 (②労働保険番号△△△△△△△△△△△△6-▲▲▲)

工事現場で業務をしない事務員等
には現場労災が適用されない
※事務所労災の手続きが必要②

(但し、他人の労働者がいないと
家族従事者は特別加入できない)

労働者(常用・日雇い・パート・アル
バイト等賃金が労働の対価として発生)
は現場労災①が適用されます
※ただし下請工事の時は元請業者の
現場労災が適用されます



労働者は下請け工事時
元請け会社(A社)の
現場労災①が適用され
ます

現場労災
(③労働保険番号□□□□□□□□□□5-■●●●)

元請けはあるが他人の労働
者がいない場合、事業主は
一人親方特別加入(任意)、
労働者を使用していても
年間延べ100日未満の場合は
一人親方です

一人親方 家族で請負工事
一人親方 グループで請負
一人親方労災保険を適用
(ただし加入期間のみ適用)